

不起訴合意の有効性と献金行為の 違法性

茨城大学准教授

福田智子 Tomoko Fukuda



最高裁第1小法廷判決令和6年7月11日

【破棄差戻】

令和4年(受)2281号

判タ1526号67頁

I 事実の概要

本件は、宗教法人である被上告人世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）Y2の信者であった亡AがY2に対し献金をしたことについて、上告人X（亡Aが令和3年7月に死亡したため、同人の長女Xが亡Aの訴訟上の地位を承継した¹。）が、本献金は被上告人Y1を含むY2の信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、Y1及びY2（以下「Yら」という。）に対し不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。裁判所が認定した事実は以下のとおりである。

亡A（昭和4年生、女性）は、昭和28年に亡Bと婚姻し3女をもうけた。亡Aには、昭和22年に妹が11歳で早世する、昭和34年に義母が自殺する、平成10年に次女が離婚する、亡B

が重病にかかり平成17年8月以降入院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。亡AはY2の信者である三女（次女は平成11年まで信者）の紹介により平成16年以降、松本信徒会（長野県松本市所在のY2の松本教会に通う信者らによって構成される組織）が運営する施設に通い始め、遅くとも平成17年以降、松本教会等においてY2の教理を学ぶようになった。その教理の中には、病気、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要というものであった。そこで亡Aは、平成16年にY2の信者の勧めにより妹の供養祭を行い、平成21年から平成27年の間に少なくとも13回にわたり、韓国で行われたY2の修練会で先祖を解怨する儀式等に参加した。亡AはY2に対し平成17年から平成21年まで（当時76歳から80歳）十数回にわたり合計1億58万円を献金した²。これに加えて平成20年から平成22年まで（当時79歳から81歳）、自己の所有する土地を3回にわたり合計約7268万円を売却し、そのうち合計480万円を

1 亡Aの相続人はX、次女、三女の3名である。次女は請求権をXに譲渡したが三女は訴えを取り下げている。

2 当該献金や日頃の信仰姿勢等のY2への貢献が考慮され、亡Aに対し記念品である聖本、天聖經、善霊堂、天運石等が授与された。